

國學院大學学術情報リポジトリ

近代日本の国家形成と学知の意義：
公開学術講演会(平成21年10月10日)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山室, 信一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001695

公開学術講演会（平成21年10月10日）

近代日本の国家形成と学知の意義

山 室 信 一

はじめに

ご紹介いただきました山室でございます。

まず渋谷キャンパスの再開発の完成、大変おめでたいことございまして、お祝い申し上げます。國學院大學は整備が進み、訪れるたびに目をみはるほど綺麗になってきてまして、私が最初に来ました80年代とは、大分、趣も変わってまいりました。今日、お招きいただきましたのは大変光栄に存じますけれども、実は私自身、本当に國學院大學に対しましては深い学恩を感じております。

何より、井上毅の研究につきましては、「梧陰文庫」の御世話になってきましたし、國學院大學の先生方を中心に組織され梧陰文庫研究会から刊行されました『井上毅伝史料篇』等の信頼の置ける史料集が公にされていなければ、到底、私は今日まで法政思想に関する研究などできなかったと感謝しております。とりわけ梧陰文庫研究会におきましては、山下重一先生や小林宏先生、高塩博先生、それから島善高先生、木野主計先生、柴田紳一先生や、本日の司会を担当されております齊藤智朗先生等の業績を非常に参考にさせていただきながらやってくることができました。また満洲国に関しまして、その研究をする場合に当たりまして、國學院出身であられました外交史料館の栗原健先生に大変お世話になりました。栗原先生は、私が國學院で報告や

講演をすることに対して、ことのほかお喜びでございまして、そのたびにいろいろな激励のお葉書やコメント等を、非常に丹念に送っていただきました。そういうことを懐かしく思い出しながら、今日は参った次第であります。

ちょうど昨年、中国の天津にあります南開大学の日本研究院に、集中講義に参りましたが、そこに栗原先生の文庫が並べられておりまして、現在、中国の若手の日本研究者にとって大変貴重な資料として使われておりましたことを、ここでご報告させていただきたいと思います。それから満洲国関係ですと、國學院の出身の方がかなり満洲に参られて官僚として活躍されたわけですが、もう亡くなくなりましたが、石垣貞一先生とか、たくさんの方からいろいろなことを教えていただきました。そういった学恩を受けて参りましたことへの、一つのささやかな私なりの恩返しのつもりで、今日は参ったわけであります。

さて、タイトルに掲げました「学知」という言葉は、いまだ馴染み深い言葉ではありませんけれども、学術と技術を合わせた知識として考えて戴ければよいかと思います。例えば法律の場合ですと、単なる法律の知識だけでは社会的に機能しないわけでありまして、その知識を立法技術としてどうやってつくっていくかとか、それをいかに運用していくかという問題があります。それから例えば国家経営の基盤となる地図を作成するにつきましても、学問と技術と不可分のものとして必要になります。つまり、狭い学問に限られない知識の総体を捉えていきたいという志向を示すものとして、「学知」という視点を取ることでお話をさせていただきたいと思います。

今日の話をしていきますときに、まず2つのことを前提にさせていただきたいと思います。1つは、今、資料館〔國學院大學伝統文化リサーチセンター資料館〕で行われております展示会〔國學院大學渋谷キャンパス再開発完成記念展示会「近代日本国家形成と國學院」〕のタイトルとして掲げられた「近代日本国家形成」であります。そのときに考えなければならないことは、

それが近代日本国家ひいてはその起点となった明治維新における二面性といえますか、そこに2つの側面があったということです。1つは王政復古、それは神武創業とも言われたわけですが、そうした歴史的遡及の側面と、もう1つは文明開化や欧化主義という言葉に象徴される欧米を継受する同時代的な側面であります。

つまり王政復古は、神武の創業にいわば時間的に遡っていくという、1つの大きなベクトルがあるわけです。他方、文明開化などは、当時の世界がどのようにあったのかということを、いわば水平的に、あるいは空間的に横に繋がりながら生活様式を含めた文明の導入を図るというもう1つの大きなベクトルがありました。この時間的な遡及は、一方で言いますと、他の政治社会と異なる日本固有のものとはいったい何なのかということの探求にもなりますから固有化という志向性を持ちます。他方、空間的波及によります平準化という側面は、私はあえてこれを普遍化とは言わず、平準化と申しますけれども、つまり欧米が近代につくり出しました国家体制や政治のあり方を模倣しなければならない力が作用したものでもあります。なぜそうしなければならないのか、につきましては後ほど申し上げますけれども、そういう方向性があったわけです。

しかしながら、日本の明治の人々は、欧米化＝近代化という枠組みに決してとらわれてはいませんでした。近代化というのは果たして欧米化なのか。欧米でない世界が、近代をどのようにつくっていくべきなのか。後で話題の中心になります井上毅もそうありますが、福沢諭吉にせよ中江兆民にせよ、明治期の人々は非欧米世界にある自分たちが総体としての世界の中でどういう文明史的ないし知的な役割を果たし得るのかということを必死に考えていたわけであり、決して欧米化することだけが近代化と考えたわけではありませんでした。いずれにいたしましても、固有化と平準化という、実は全く相反するベクトルなわけです。その相反するベクトルの中で、国学という学知というものが、実は生まれてくるわけです。つまり、日本の近代国家形

成においては国学という学知が生まれ、展開する必然的な契機が否応なく孕まれていたということになります。

さらに、王政復古と文明開化の問題は、別の視点からみますと、祭政一致かそれとも政教分離かという対抗関係にもなるわけです。つまり神武創業、王政復古というのは、祭政一致を目指すわけでありますけれども、文明開化は政教分離を目指すわけですから、これも全く相反するものであります。さらに王政復古は天皇の親政、天皇がみずから政治をとるということを目指にするわけですが、他方、欧米の新しい国家体制というのは、主権や民主制との関係でやはり立憲議会制をどのようにそこに取り込んでくるのかという要請が出てくるわけです。つまり、日本における近代国家形成とはこのような2つの相反するベクトルの要請の中で動いていた、そういったダイナミクスの中で変動していったのが、実は近代日本であったと、まずお考えいただきたいと思います。

言い換えれば、こうした全く相容れないような方向性をもった課題をいかに解決していくのかという難題が日本の近代国家形成に課せられており、それらにいかに対処してきたのかという過程が近代日本史を形作ってきたということになります。

それでは、そもそも近代国家の形成というときの近代国家とは何なのかを一言でどう要約するかということになりますと、私はそれを国民国家の形成だと言いかえていいと思います。つまり国家というのは、王様や貴族が家産といいますか、家の財産としてもつ国家ではなくて、国民全体がその国家を支えていくのだというのが、近代の国家のあり方です。それがネーションステートである国民国家という考え方です。

そのときに考えなければならないのは、私は最初に井上毅論を発表した頃から提唱してきていながら、なかなか受けとめてもらえませんが、国民国家の形成には国民形成と国家形成という、実は全く違った2つの次元があるということです。

国民形成とは何かといいますと、それは自分が、例えば日本なら日本という国の国民であるという意識を持つことです。そして自分がその国家に帰属するのだという意識を持つということです。つまり国民としての意識の内面化という問題です。言うまでもありませんけれども、日本は島国国家でありまして、古来1つの国家であったと思われませんが、明治以前は260にもおよぶ藩に分かれていたわけです。これは有名な福沢諭吉の『旧藩情』、江戸時代の藩の事情というものを分析した著作の中に比喩的な表現を取って言われているのですが、幕藩体制の中では結局、日本国民は幾千万個の箱に閉じ込められて身動きできないような状態にあったという見るわけです。このほか、福沢自らの中津藩での体験を書いておりますけれども、そこでは身分が違っていれば言葉遣いも違っていたため家の中にいて、窓の外で話をしている人がどういう身分や職業の人かさえわかるということなのです。つまり日本全体でそれぞれの藩に分かれているだけではなくて、1つの藩の中においても、それぞれの身分が違っていた。そして言葉さえ違っていたのです。

そういう中で、国民として1つの体制を持たせるにはどうしたらいいのか。これも容易に達成できない課題であります。そういう課題を追求しなければならなかったわけです。後で申し上げますけれども、国語というものが、なぜ國學院において非常に重視されたのかということは、今お話しした背景をお考えになるだけでもおわかりになると思います。

それから国家形成の問題でありますけれども、国家形成というのは、いわば機構として、あるいはガバメントとしての国家を作ることです。ここでの国家のあり方というのは決して1つではないわけです。ヨーロッパにおきましても、さまざまな形態の国家がありました。フランスは帝政から王政へ、あるいは共和制へと転々と変わりましたし、ドイツの場合にはプロイセンをはじめとする、それぞれが憲法をもったラントといわれるさまざまな邦が存在していましたから、それらを連邦制として構成するか、ひとつの国家として統合していくのが課題として立ちはだかっていたわけです。

つまり機構としての国家の国家形成という側面と、それから国民に国民としての意識を持たせるための形成という、この2つが近代国家の形成においては重要だったわけです。なぜこの2つを分けなければならないかといえますと、例えば1960年のアフリカの年以降、アフリカではさまざまな国家が独立しましたがけれども、旧植民地における国家機構を受け継ぐことができた国家形成は比較的容易にできたのですが、その中において自分がその国の国民であるという意識を持つことは、非常に遅れたわけです。つまり自分がその国に属しているという帰属感を持つのは、実は大変に困難なことでもあるわけです。さまざまな部族があったりしますし、空間的にも離れたりしますと、全く見も知らない人が実は同じ国民であると意識するのは、なかなか難しいわけです。例えば私どもは日本人だといいますがけれども、北海道の端の人と沖縄の端の人とは会ったこともないわけです。にも拘わらず、同じ日本という国土に住む国民だという意識を持つわけでしょう。そういう意識を持たせるためにどうすればいいのか。例えばそれは地図の作成による空間意識の注入であったり、国語としての共通語の普及などのさまざまな努力がなくては達成できないわけですが、それには時間も要するわけです。

つまり初めに申し上げたいことは、王政復古と文明開化、それから国民形成と国家形成という2つの相反する軸があり、それぞれを縦軸、横軸にして考えると、日本の近代国家の形成の特質等がわかってくるのではないかと、私には思えるわけです。

文明開化といえますと、単に明治初年の、ちょんまげを断髪して散切り頭にかえたり、洋服にかえたりする風俗の変化のことと思われるかもしれませんが、文明開化というものの考え方は、先ほど言いましたようにある種の精神的な欧米化というものを伴っているわけです。あるいは生活意識にも及ぶ西洋化、ウエスタナイゼーションというものを伴っていたわけです。有名な日本浪漫派の詩人でありました保田與重郎は、「文明開化の論理」という論文で、日本の近代は文明開化の論理というものが一貫して続いてきてい

ることを批判します。そこでは共産主義思想の受容に至るまで、日本は文明開化という欧米文明や思想を受容し、それに従うという論理によって動いてきたのであり、今こそそれとは違う論理に変えていかなければだめなのだという発想をしたわけですが、そのような意味で近代日本史を解釈いたしますと、戦後に至るまでは、あるいは現在においてもなお日本は文明開化の論理に従って動いてきたとも言えるのかもしれませんが。

1. 国民国家形成における泰西主義と啓蒙主義

さて、その近代国家の形成におきまして、日本は決してフリーハンドで自らの意志で自由に国民国家をつくることができたものではありません。それはなぜかと言いますと、明治国家は江戸幕府が結びました条約を引き継ぎました。引き継がなければ国家として承認されなかったからです。世界的に、国際的に承認されなかったわけです。ですから明治国家がまずやらなければならなかったことは、国家の独立という問題であります。つまり国際法上において不平等条約から自由になることでした。

それではどうやったら自由になれるのかということです。そこで出てまいりますのが、実は文明開化の論理なのです。つまり、その当時の国際法におきましては、文明国標準主義というのがありました。これはヨーロッパが文明国と考える国とは主権国家と認定して対等な条約を結ぶけれども、文明国と考えない未開や野蛮の国につきましては、対等条約を結ばないわけです。

例えば日本の場合には未開と考えられますけれども、未開でありましたから、不平等条約の対象となります。日本に対して、例えば領事裁判権ですとか、貿易におきます関税の自主権を奪うことによって、欧米がそれを決めることによって、いわば一人前とみなされない人を後見するような権利を欧米がもつという条件の下で日本は条約を結ばされたわけです。他方、野蛮なときにはどうなるかと言いますと、野蛮な人は人間とはみなされませんから、

そこには人間が住んでいないということになりますから、これは無主の地と同じなのです。つまり人がいない地なのです。無主の地でありますから、無主の地には先占の法理が働きまして、先にそれを占領したほうが所有権を主張できるわけです。その論理によって、欧米は世界に植民地をつくっていったわけです。

もちろんこれは非欧米世界の人の眼からみれば、欧米の身勝手な論理ですが、しかしその文明国標準に従わなければ、日本は条約改正が不可能だったわけです。その文明国標準とは何かといいますと、今言いましたように、実はもともとこれはファミリー・オブ・ネーションズと言われているように、キリスト教諸国間の一体性を示すための基準だったわけです。先ほどから問題にしております文明開化というのは、まさにその基準に達するための努力でもあったわけです。日本が欧米から文明国と認められるためには、生活風俗から変えていかなければだめだったわけです。それは同時に欧米が期待するようなものでなければならなかったのです。

さらにもっと言いますと、条約改正のためには日本の国内の法典整備が必要なわけです。そこで法典整備をどうしなければならないかといいますと、これはウエスタン・プリンシプル、泰西主義といわれましたけれども、つまりヨーロッパの法典と同じような内容の形式や体裁を持っていなければ、法典と認められないわけです。ですから法典調査会等で、日本が法典をつくったらそれを欧米に審査してもらって、それでいいかどうかということが通らなかったら、実はその法典は文明国標準に当たらないという制約があるとさえ考えられていたわけです。ただし、これは実際に行われることはありませんでしたが。

陸羯南という有名な国粹あるいは国民主義の主張者、新聞『日本』を発行した人ですが、彼などは現在の国際法は、真の国際法ではなく、ヨーロッパの家の法、家法に過ぎないと看破していたわけです。そのことを確認したうえで、陸羯南などは、そのヨーロッパの家の法を全世界に適応するよ

うな真の国際法に変えていくべきだと主張し、そのためには日本がどういう努力をし、どういう寄与をなしうるかということを真剣に考えたわけです。決して排外的にヨーロッパの家法だからだめだというのではなくて、ヨーロッパの法観念や法体系に非ヨーロッパ的世界の考え方や理念を、どう組み込んで行けばいいのかということを考えていたわけです。

いずれにしても、こうした文明国標準主義や泰西主義によれば、法典もそうでしたし、生活様式そのものも変わっていかなければいけなかったのです。そのような中での国学の位置づけになってくるわけですが、そうした泰西主義が要請される中で、日本の学問がその出発点において何をしなければならなかったかといえ、言うまでもなく欧米の学問を受け入れることによって、その学問体系に従って日本の大学や制度をつくっていくことになるわけです。

その最初の段階において主導的な役割を担ったのが、明六社に集った人々でした。これは福沢諭吉とか森有礼とか西周、津田真道といった人たちが中心だったわけですが、当時のヨーロッパの学術を最先端で受けとめた人たちでした。森有礼はご存じのようにアメリカ、イギリスに留学しておりましたし、西周や津田真道は1862年、文久2年に初めてオランダのライデン大学に留学した人です。人文科学系で最初に留学した人ですが、彼らはそこから現在の社会科学に相当するようなものを持ち帰ってくる。あるいは哲学や社会学という学知を学んで持ち帰ってきたわけです。

そういう人たちは、どのように自分たちの学問を位置づけるかといいますと、当然のことながら旧社会を否定するわけですから、幕藩体制を支えたはずの学知を、当然にも攻撃しなければいけないわけです。そしてそれが力を持っていれば持っているほど、攻撃しなければなりません。そこでやり玉に上がったのが儒学であり、仏教であり、そして国学だったわけです。

とりわけ国学というのは、ご存じのように平田派の草莽の国学というものが、実は尊皇攘夷を全国津々浦々の草莽といいますか民草のレベルに普及さ

せ、そこから沸き上った思想が社会を動かしていったわけでありますから、当時の思想的布置状況に鑑みれば、日本の人々の意識という点で国学がとらえていた層が一番厚かったわけです。儒学は言うまでもなく主に武士階級のものでして、庶民には普及していたとは言えません。ところが国学は、地方の神官や知識人あるいはその教えを受けた村の指導者層などを通じて草の根レベルにおいて非常に大きな力を持っておりましたから、その考え方を変えていかなければ日本は変わらないと明六社社員たちは主張しました。さらに明六社の人々にとっては、政教分離が思想の自由や近代国家の宗教政策における前提であると考えられていましたから、祭政一致を唱えるような国学は、最も排撃しなければならぬ対象だったわけです。

つまり、明六社の人々がなぜあれほど国学を非難をしたかと言えば、それだけの力があつたからです。そして国民をとらえていたからです。そのとらえていたものを自らの側に取り返さなければ思想としての力を発揮しえないわけです。『明六雑誌』をご覧になればわかりますけれども、皇学者流とか国学者流という言い方で、国学を信じている人たちは頑迷固陋であつて、いにしえのことしか知らない、そして現在のことに無関心で排外的な態度を取るといった批判を加えています。さらに激しく非難しましたことは、国学者はほとんどが天皇への崇拜、あるいは天皇への忠孝ということを説いたわけですが、それに対しまして、国学が教えているのは奴隷の心となることである、メンタル・スレーバリーになることを強制しているという点でした。

つまり、誰かを尊敬するとか、誰かに従うということを教える国学では国民の自立を妨げるから近代国家の国民にはなりえないとみたわけです。それは先ほど言いましたように、国民形成という考え方をしますと、これは国民が自分の共有物として国家を持っているわけでありますから、それぞれの人が、自分が国家を支えるという意識を持っていなければいけないわけです。誰かに頼るのではなくて、自分が主体となって国を作るという意識を持たなければいけないと考えます。有名な福沢諭吉の『学問のすゝめ』にあります

ように、一身独立して一国独立するわけです。国民一人一人が経済的にも、そして精神的にも自立しなかったら、一国の独立は危ういのだと考えますから、当然それを否定していると思われたような国学に対する批判というのは、非常に強くなっていったわけであります。

そして、宗教と学問を分離するというキリスト教世界における考え方も、国学批判の重要な契機となって入ってきます。とりわけその当時の学問観をリードしていたのは、オーギュスト・コントという人の実証主義という考え方でありました。この実証主義の考え方によりますと、学問というのは3つの段階を経て発展してくるわけです。最初は神学的な段階です。つまり学問が神学と一体化していたような学問と宗教が未分化な段階というのが神学的な段階です。次は形而上学的段階です。つまり頭で考え、空想的に世界を捉える段階です。そして現在といいますか、その当時の最先端の学問は実証主義段階の学問にならなければならないと考えます。要するに、実証主義という方法に至ることが学問としての発展を意味することとみなされ、それ以前の学知のあり方は否定されます。そうした考え方からしますと、まさに国学というのは神学的段階の学問だというようにみなされたわけです。ですから日本の学問も実証主義段階の学問に変えなければならないと考えます。こうして実証主義段階の学問を導入することが課題とされたわけですが、それでは実証主義とは何かと言いますと、それは一種のサイエンティズム、科学主義なのです。つまり自然科学をモデルにしたような学問のあり方でした。

ここで考えていただければわかりますけれども、確かに宣長の学問、国学などにおきましては、例えば『うひ山ぶみ』等を含めまして、歌の道でありますとか、古道の道でありますとか、幾つかの「科」、つまり学問の分科が学びの課程としてありますけれども、しかし国学そのものは、1つの体系なのです。決してそれぞれに分けては考えられない学問です。ところがヨーロッパの学問は、一物一科に分けて、「科」に分けてそれを追求していく、実証的に分析していくわけです。その「科」という言葉は「枝」という意味です。

つまり総体ではないのです。そこから分かれたものを1つずつきちんとやっていって、それを今度は総合的に体系化することによって学問という一つの樹ができると思います。

しかし日本の場合には、西周もそれを目指して努力したのですが、体系化そのものは時代的制限もあってうまくいかなかったわけです。結局、日本の学問は科学主義、それぞれの一科、専門分科に分かれていくという学問の方向性をずっとたどってきたわけです。これも後で申し上げますけれども、そういう学問のあり方そのものが、今、問題になっているということでもあります。結局、文字どおり、いわば対象の総体というものを百科に分けるのです。それぞれ個別に分けてしまって、その一個一個だけに専念してしまって、全体を見ないような学問のあり方ですね。他方、国学はそういう全体を見る学問として、みずからを志向していたわけですが、その国学も皮肉なことに次第に国史、国文、国法とか、それぞれの分野に分かれていくことによって、みずからの科学性を高めることを要求されてしまうわけです。

こういった国学は、先ほど言いましたように国民の多数の心をつかんでおりました。そのことの一つの証明になるかと思うのですけれども、例えば国学の固陋性を急先鋒となって批判いたしました加藤弘之、初代の東京大学の総理になる人ですが、彼なども実は国学の力を知っておりましたから、自分が書く文章においても、「デゴザル」とか「ジャ」という文体を使っています。これは実は平田派の講義本の中にある言葉遣いです。もともとこの語法は蘭学においてオランダ語を翻訳する際に使われていた「ニテアル」とか「デアル」という文章を取りいれてできた文体だったわけです。そのことからわかりますように、平田派の国学は蘭学にも強い関心を持ち積極的に採り入れていく態度をもっていましたから、蘭学の言葉遣いを今度はみずからの言葉遣いにかえて人々に伝えようとするわけです。啓蒙というのは自分の志向していることをどう相手に伝え、説得するかというコミュニケーション技術でもありますから、当然そういった文体とか言葉遣いが必要になっ

たわけです。そういう次元でも、平田派の国学は人々を捉える力を持っていたことがわかります。

しかし、明治期になりますと、国学はその総体性ゆえに科学として認められなくなり、広く普及していたゆえに逆に新しさを感じられることのない陳腐なものともみなされてしまいます。それに対していかなる対応がありえたのでしょうか。非常に乱暴なまとめ方をいたしますと、明治啓蒙主義における科学主義に対抗するために、国学は独自の総合性や体系性を捨てることによって専門分科していくことを余儀なくされました。先ほど言いましたように、明治啓蒙主義も本当はそういう分科主義と言いますか、専門分科だけではなくて、体系化することも目指していたわけですが、社会の多様化・複雑化に対処しなければならないという要請もあって対象に応じて細胞分裂のように歯止めなく細分化していくことになり、結局は、例えば日本なら日本を総体として見るというような学問が成立しなくなってしまったわけです。そういう中で、学際性が主張され、現在では文理融合とか言われて、文科と理科を一緒にして総合性を回復すべきであるといったさまざまな試みが行われてきているわけです。

2. 国家形成と国学知の領域

以上のことを押さえたうえで、次の問題に入りますけれども、文明国標準主義による国家形成を迫られる中で、国学というものの、国学の知識がいかなる機能を果たしたかということです。ここではあえて国学知といいます。が、国学は決して宗教的な祝詞を読んだり、神典といいますか、日本の古典を読むだけの学問ではないわけです。当然それは祭祀つまりお祭りをするとか、同時にそのお祭りは農業にかかわっておりますから、農業技術を教えるとか、そういったものも含んでいました。平田派が全国に普及していったのは、当然そういう実学的な側面もあったからです。単に知識だけではなく

て、生活における技術知といいですか、生活知といいですか、そういう生活や地域に根ざした知識や技術を伝えたわけです。だからこそ人々をとらえる力をもったはずです。試験に通るための知識として、試験を終えたら忘れられる知識とは異なった機能をもっていた学知であったといえます。

そういう意味で国学知という言葉を使いますが、例えばその中には地誌、各地の歴史ですとか、山陵志ですとか、そういう領域もカバーしているわけですから、現在の言葉でいえば、それはフィールドワークです。現場に行って対象を計測したり、あるいは絵に書いたりすることによって確認していくわけですから、空間に対する知識なのです。そうした国学知がどのような形で明治国家の形成に大きく寄与したかと言いますと、まずは天皇の侍講や師傅、先生としての役割を果たしました。つまり天皇に、近代の国家のあり方とはどういうものなのかを教えるという機能です。この役割については儒学者の元田永孚などだけが注目されてきましたが、多くは国学系統の人から出ているのです。福羽美静がそうですし、國學院で非常に重要な役割を果たしました佐佐木高行がそうです。それから展示会にも出ておりますけれども、藤波言忠のような人も挙げられるはずです。藤波は天皇に最も親しくその知識を伝えられる人でしたから、ヨーロッパに行きましてシュタインの講義を学んできて、その講義を藤波の解釈を通して天皇に伝えたわけです。そういう形で、天皇の国民国家形成における役割を教授する点で非常に大きな役割を果たしたと思います。

さらに佐佐木高行などは天皇親政運動を起こします。天皇みずからが政治を執るという王政復古の令に従うならば、当然そういうことが日本の国家形成にとっては重要であり、それを制度化することが維新の精神にも沿うことであると考えたわけです。井上毅にも実はそういう発想があり、井上の天皇国家論、あるいは天皇内閣論と言われるのがその現れでしたが、実際の憲法では、天皇はあくまでも、輔弼を受ける、つまり助けを受けるだけの存在となりました。しかしながら、井上は天皇が内閣に列席して自ら政治的決定に

加わるシステムを想定していました。もちろんこのような考え方は、ある意味で言いますと、天皇親裁主義になり、天皇が政治的責任を負わざるをえないことになってしまいますが、そのような発想を持っていたことは否定できないと思います。

次に国学知の2番目の機能としましては、立法者あるいは法制官僚といえますか、国学知をもって国家の形成に携わるということです。福羽美静という人もそうですけれども、彼は元老院議員です。そして元老院議員の下におりました横山由清という人もいますけれども、これは早稲田大学の島善高先生などが、元老院の憲法起草過程における諸史料を丁寧に調べる中で、国学者であった横山由清という人が非常に大きな役割を果たしたのだということを指摘されていますが、そういう寄与の側面があったわけです。

このことは考えてみますと、すぐにわかるはずのことなのですからけれども、実際、天皇制をつくるとするならば、当然その古代の天皇制のあり方がどうであったのかを知らなければなりませんし、さらに商法などは当然のことながらヨーロッパと同じようにつくってもいいのですが、民法はそうはいきません。家督の相続であったり、あるいは家族関係のあり方などの次元の問題につきましては、日本の習慣がどうであったのかがわからなかったら、立法できないわけです。ですから国学者がそういった民法の旧慣やその歴史的根拠などをきちんと調べ、それをまとめ上げるという役割を担わざるをえなかったわけです。つまり先ほど泰西主義、ウエスタン・プリンシプルが要求されると言いましたけれども、しかしその要求の中でも、どうしてもそれができない部分としての民法などの慣習法の領域にはあるわけですから、そこに国学知が要請される意義がありました。

これも皆さんご存じだと思いますけれども、民法典論争というのが、ちょうど明治憲法が發布される直前に起こるわけです。これはボアソナードというフランス人のお雇い外国人法律家が顧問となってつくられた法律でしたから、ボアソナード法典とも言われた民法典草案が作られます。もちろん、ボ

アソナード法典とは言いながら実際の習慣法を無視していたわけではありませんから、相続とか物権の部分には本来的に日本的なものがあったのですが、この論争の中で良く知られていますように穂積八束は「民法出て忠孝亡ぶ」というスローガンを掲げるわけです。つまりヨーロッパ型の民法をつくってしまえば忠孝という日本の美点が亡んでしまうのだという、非常に強烈なアジテーションを出しまして、それによって一旦はその民法典は施行されないことになりました。

さらに先ほど触れました福羽美静や横山由清が関与いたしました元老院の国憲按も、岩倉具視や伊藤博文、そして井上毅などがヨーロッパの法律を取り集めてまとめたただけであって、日本の固有の国体に一顧だにしていないという批判を出したことによって、葬り去らされていったわけです。つまり国民国家における国家の形成を進めていくうえで、日本という固有の政治社会がどういう特質を持っているのかを調べるためには、やはり国学知が不可欠であり国学者の立法への参加が必要だったわけです。例えば小中村清矩という明治期の国学をリードした人は「皇嗣例」、天皇の後継ぎについての事例を丹念に調べあげてまとめたり、「女帝考」、すなわち女帝を立てることの是非や効用についての参考資料となる先例を網羅的に調べ上げて、それらが憲法草案等の参考にされるといったことが行われたわけです。

さらに3番目の国学知の機能としましては、そういった国家としての制度のあり方の正統性根拠をどこに求めるかということに係わります。言うまでもなく、国家をつくっていく場合には、さまざまなやり方がありえました。つまり先ほど言いましたように、ヨーロッパの場合におきましてもフランスのような共和制もあれば、イギリスのような立憲君主制もあれば、ドイツのような帝政もあります。

そのいずれを模範国として採用するかということは、その学問を学んだ人にとっては死活問題だったといえます。つまり言葉から始まって、ヨーロッパのある国の文化や法律を長い時間をかけて学んで帰った人たちが、自分が

修得してきた知識が生かされなかったら、その人の一生はもう無駄になってしまうわけです。ではどうするか。自分が学んだ国の国家体制を模範として国家形成を進め、自分が学んできた法律を日本の法律の中に生かそうと努力するのは当たり前です。ですからそれぞれヨーロッパから帰った留学生たちは、自分たちが学んできた国家のあり方を日本に実現しようとしします。どうしたら自分たちの思うような国家になるかと言えば、自らが学んできた国を模範国とみなすことを支援してくれる人が増えることです。自分の考え方を支援してくれる人が多くなれば、それは一つの圧力となっていきます。ではどうしたかという、それぞれの国に学んだ人たちは先ず同じ意見をもった人々を結集して自分たちの結社、自発的結社をつくるわけです。そして自分たちの結社をつくって、そこで人々に自分たちが学んできた国のことを伝え、それがいかに優れたものであるかを説くわけです。そこでは日本語で講演や講義が行われますから、例えばドイツ語やフランス語を学ぶ必要はありませんから、日本語で伝えることができるわけです。日本の私立法学校、現在の私立大学のほとんどは、実はそういう結社の発展したもののなのです。つまり結社というのはつくりませんが、そういう講演会を不定期に開催しただけでは、なかなか大きな力になりませんから、持続的にそれを制度としてつくって人材を育成していこうとしていたのです。

例えば明治大学や法政大学はフランス法の学校なのです。いろいろな説がありますけれども、例えば法政大学の「法」は、中国語で言いますと法蘭西の法つまりフランスの意味だという解釈もあります。明治大学は、岸本辰雄らフランスに留学した人たちがつくった明治法律学校が起源です。関西大学もそうです。それからイギリス学派、イギリスのことを学ぼうとした人たちは慶應義塾に集いますし、それから東京専門学校、現在の早稲田大学がそうです。これもイギリス帰りの小野梓らがつくった大学です。中央大学も、もとと出発点は、英吉利法律学校という学校名からも明らかなようにイギリス法系だったのです。それから明治14年の政変を契機に、ドイツの学知を

集中的に継受するための機関として獨逸学協会が井上毅らの後押しで設立されますが、その獨逸学協会学校が現在の獨協大学に繋がっていきます。

このように国家形成にかかわるような学知を重要視したことで生まれたのが、日本の大学の特質なのです。これは世界中にほとんど例がありません。極めて日本的な特質だと私は思っています。国家の形成と学問の輸入、そして学問の制度化が非常に密接に関連しているのが、日本の近代のあり方だったのです。

そういう中で、皇典講究所や國學院は国学、つまり日本の国体を学ぶための学校として設立されるわけです。そして、今度は日本の法律を専門的に学ぶためにどうするかということで、皇典講究所の夜間部として日本法律学校を設置しました。この日本法律学校が現在の日本大学へと発展していったわけです。このように学知が国家形成の正統性根拠を提供するという点で、国家のつくり方と密接にかかわっておりました。

こうして学知に対する実際的な要請が出てくるなかで、蕃書調所以来、欧米の学知の受け入れを課題としていた東京大学にも古典講習科ができることになります。この東京大学における古典講習科に設置において重要な役割を果たしました人に先ほども名前を挙げました小中村清矩がおりますが、彼はその古典講習科の開業演説案の中において、現在、それぞれの役所において、故事典故つまり日本の古いことを知っているような人を集め、国家の制度をつくるための実際的な必要性を満たしているという事実があることを指摘し、こうした現実の人事的需要を考えれば今後は元老院や参事院——これも法律をつくる機関ですけれども——に国学を学んだ人が入っていくことは必然的趨勢であり、そうした人的補給機関としての国学知を教授する制度として古典講習科が生まれる意義があることを強調していました。そのような形で、欧米の学知にだけ目を向けてきた東京大学にも古典講習科が設けられ、そこから小中村義象や落合直文や萩野由之など明治期の国学を担う人々が輩出することになります。そして、これらの人々が卒業後には國學院大學で授

業や研究を担当していくことになっていったのです。

ここで省みて考えてみますと、国家の法制や法令の典拠が人々に受け入れられ、遵守されていくためには、それがなぜ正しく、それ以外のものではないのかを説明する原理や論理が要求されます。そうでなければ、それは単に権力者が恣意的に与えたものにすぎないことになり受け入れられませんから、正当化の根拠が必要となります。国家の制度をつくるときには幾つかの正当化根拠があり得ます。1つは歴史的な正統性、伝統的な正統性です。つまりそれは歴史的に古来からあったのだという言い方ですが、それを否定することは一般には困難を伴います。次の1つは合法的正統性です。これは法律として正しいのだから、きちんと守らなければならないという理由づけになります。それからもう1つとしてはカリスマ的正統性と言われるものがあります。つまり、権威をもつと認められる人、例えばナポレオンなり天皇なりが言ったから、尊重され実行される正当性があるのだという説得方法がありますが、国学知が重要視されたのはそういった歴史的な正統性やカリスマ的正統性というものを担保する機能をもちえたからです。

福羽美静とか横山由清、それから黒川真頼とか佐藤誠実といった人たちは元老院の内国部といったところで、『旧典類纂』、旧典を集めて一つの法律をつくるための資料を整理します。あるいは皇位継承とか系図を集め直してみるとか、そういった作業を担当しました。それから木村正辞という人は、司法省で『憲法志料』を編輯しています。日本の憲法をつくるための資料とするために古来の法典を集め、その歴史的意味合いを考査する作業を進めたわけです。

さらに『大政紀要』という歴史書の編纂作業が明治16年に着手されますが、これは憲法調査のためにヨーロッパに行っておりました伊藤博文がシュタインという人を日本に招聘して憲法編纂に当たらせるという考えをもっていたことに対し、明治天皇自身も懸念されていたことが一因ともなっています。すなわち、ヨーロッパから日本のことを何も知らない法律家を連れてきて、

国家の性格を規定する法律をつくるということへの疑念もありましたし、同時に日本の状況を見ていると、去年まではイギリス法だと言い、今年はフランス法だと言い、くるくる変わっていった日本の特有性が失われてしまうのではないかと危惧され、国家形成において明確な基軸がないのではないかと、いう不信感を文部卿の福岡孝弟に示されたわけです。岩倉具視なども同様の危機感を持っていたので、ヨーロッパから招聘する法律のアドバイザーであるお雇い外国人に日本の歴史、とりわけその中でも天皇の施政を中心とした歴史を学ばせるための歴史書を編纂すべきだという考えを表明し、これが『大政紀要』の編纂に繋がります。これも今回展示されておりますけれども、もう1つの稿本は天理大学に架蔵されていますが、この歴史書編纂においても国学知が動員されることになります。これは未完に終わりましたけれども、これも日本の歴史を知るために非常に重要なものでありまして、井上毅は明治憲法をつくるときに、この『大政紀要』を何度も読み返しております。そういった国家形成のための準拠事例を知るためにも、歴史の編纂における国学知が有用性を実際にもっていたのです。

それから明治17年、宮内省に御系譜並びに帝室一切の記録を編修するなどの目的で設置されました図書寮でも国家形成のための知識の集積が進められます。齊藤智朗先生が詳細に研究されておりますように、ここでは小中村清矩や矢野玄道、井上頼圀、小中村義象などの国学者が立法やコンメンタールを行うための文献調査をしたものをまとめ上げていきます。例えば小中村義象が調査いたしました「皇家古礼考」の中には、即位礼や大嘗祭などの事例が調査されておりました、これはその後、皇室典範ができましたときの「義解」——柴田紳一先生の説明によりますと、これは「ぎげ」とよく言われていますが、「ぎかい」と読むべきだということで、私もその説に賛成ですが——、その「義解」という皇室典範のコンメンタール、注釈書の中でここで整理された知識が生かされております。

また『憲法義解』をご覧になるとわかりますが、『日本書紀』とか『古事記』

それから『令義解』『江家次第』『播磨風土記』そして『万葉集』『続日本紀』あるいは『延喜式』といったものから、非常に丁寧にその根拠が引用されておりますが、ほとんどが図書寮などに集った国学者の調査に基づいて、それらを生かして日本の国家としての固有性を論証しようとしたものだったのです。

明治憲法は一面でヨーロッパの最先端の憲法典や憲法理論を積極的に摂取したものでしたが、決してそれだけではなく他面で日本古来の法令や文典に根拠を求めながら、要請される泰西主義立法との調和を図っていかうとするものであったわけです。最初に言いましたように、時間的遡及による固有性という問題と、その当時の平準的なヨーロッパの学問を合わせながら、明治憲法をつくっていくというやり方の中において、これまでほとんど注意されることもなく無視されてきたといって過言ではないのですが、国学者や国学知の果たした役割はきわめて重要なものであったことに改めて注意を促したいと思います。

さらに、これも私どもが歴史を研究するときに必ず参照するものですが、黒川真頼や佐藤誠実らのつくりました『古事類苑』は、和装本で全1,000巻という大部なものですが、これも文部省で編集を開始したものの、実際の執筆の必要性から皇典講究所に委託され、さらに神宮司庁に引き継がれたわけですが、皇典講究所や國學院のメンバーが引き続き編修員を担当したもので35年の歳月を要して完成しました。歴代の制度、文物をはじめ社会百般の事項を類別するという、この作業は日本という国民国家が欧米との差違を認識するためのアイデンティティー確立にとっても重要な意義をもったものといえます。

しかし、小中村義象等を含めた人たちが担った作業のなかでより重要性をもったものは、正史の編纂でした。いわゆる帝紀と言いますか本紀に相当するものですが、それまでの明治期から始まった修史事業におきましては、中国の歴史書に従ったような編年体による編集という方式が取られていまし

た。ところが、『明治天皇紀』の編纂においては、小中村義象の建言などもあって異なった方式が採られることになり、現在私たちが見ることのできるような時日を丹念に追って記述していくような『明治天皇紀』になったわけですが、この編纂・修史事業を推進し、実際に担ったのも國學院の出身者の人々、あるいは國學院にかかわった人たちでありました。

さらに小中村義象という人は女性の教育にも非常に熱心でありまして、女性を集めた歴史の講習会などをやりましたし、今あります明治神宮の創建についての最初の建言をしたのも、小中村義象という人でありました。

3. 国民形成と国学知の機能

そこで次には国民形成におきまして、国学知がいかなる機能を果たしたのかという問題について考えてみたいと思います。この次元における国学知は、皆様ご承知の通り、そして先ほどから述べております日本の国民であるという意識を内面化するための教化の学としてあったわけですから。これは今の言い方でいいますと、国民道德論であったり国体論であったりするのですが、その典型となりますのが、明治3年から始まりました大教宣布運動といわれるものです。

これは現在の『広辞苑』とか『大辞泉』をご覧になるとわかりますけれども、例えば『広辞苑』には、「天皇崇拝中心の神道教義布教を目指して、1870年（明治3）に始まった国民教化運動。72年教部省設置に伴い組織的に推進。75年大教院廃止により挫折」というように書かれています。ここではその本質が「天皇崇拝中心の神道教義布教」にあるとみなされています。それから『大辞泉』に依れば、「明治維新政府が祭政一致・国体強化の一環として、展開した国民教化政策。神道精神の高揚を目的としたが、仏教側の反対などで挫折した」とあるように、神道精神による祭政一致の国民教化運動と捉えられています。

確かに、「敬神愛国の旨を体すべきこと」とか「天理人道を明らかにすべきこと」とか、あるいは「皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべきこと」といった「三条の教憲」、あるいは「三条の教則」という方針が前面に打ち出されましたから、そこだけ見ますと当然、天皇崇拜と神社信仰を基軸とする近代天皇制国家と言われるものの、いわば宗教的、政治的イデオロギーを集約し、それを国民に強要したように見えます。

しかし、それは表面的な見方ではないでしょうか。今言いました3つの教則を、具体的にいかにして教えたのか、という実態こそが問題です。きわめて抽象的な「三条の教憲」をいかにしたら国民にわからせることができるのか、ということが実際には問題になるわけです。「三条の教憲」を理解させるには、結局、具体的な事例や問題を取り上げて講話を重ねていくしかありません。そうした具体的なテーマが「十一兼題」、「十七兼題」などと言われるものですけれども、教導職に任じられた各地の神官や仏教者などに、このテーマに従って、国民を教え導いていくことを要請したわけです。その際、どのような話が実際になされたのかにつきましては、現在、各地の神社などの調査が進んで、次第にわかってまいりましたけれども、決して神道のことや天皇のことだけを教え込もうとしていたわけではないのです。「十七兼題」などでは、万国公法つまり国際法をどう守るかとか、刑法や民法とはどういうものかとか、世界の情勢はどういうものかを教えることになっています。

「兼題」というのはあくまでテーマですから、例えば世界の情勢なら世界の情勢について教える国学者、あるいは神官が、自分でそのテーマを地域の人々にわかりやすくするために、自由に講話をつくるわけです。テーマに従ってわかりやすい話をつくるのですけれども、例えば静岡県で発掘されたものを見ますと、普仏戦争のこととか、ナポレオン3世のことですとか、ビスマルクがどうやってドイツを統一していったのかということが書いてあるのです。決して正確な情報ばかりとは言えませんが、非常に広い世界的な知識を吸収しながら、国民としてのあり方を庶民にわかるような言葉で

伝えようとしたのが、この運動の実態だったのではないかと私は考えています。

確かに一方では、大教院や中教院、小教院といわれる組織は神社に置かれましたから、基本的に神社神道と言いますか、神道的な方針に沿った教え方であったことは否定できないでしょうが、そうではない側面もあるはずだと思っております。私は1983年でしたか、このことを含めながら法制史学会で報告したことがあります。そのときも偉い先生方から大変叱られまして、大教宣布運動などを評価するとは何事かと批判されましたが、実際がどうであったかということの問題にしなければ、歴史はわからないと思います。単にスローガンだったものだけを見るのではなく、そうした思想なり運動なりが実際に人々のところにどうやって届いたのかを、きちんと押さえていくことが重要ではないかと私は思っております。

同時に、そのように考えますと、確かにナショナリズムというのはある意味で排外的なものとして暴発する危険性がありますが、国民国家をつくっていく初期の段階におきましては、やはり必要な要因であったことも認めざるをえない部分があるように思えます。すなわち、先ほども言いましたように一生自分の村から出ることもない人が殆どであり、少し視野が広くとも藩を自らのクニと考える意識しかなかった人々を、いかにして内部的な闘争を起こさずに統合するのか、つまり戦争とか内戦を起こさずに一つの国家として統合していくのかは、けっして容易な課題ではないはずです。日本の場合には西南戦争で内戦は終わりましたが、ボツワナなどアフリカの多くの国々では現在においても内戦が続いています。そのような部族や地域間の対立などを武力によってではなく、意識の改変によっていかに調和していくのかも明治国家にとってきわめて重要な課題であったはずですから、その課題に対処するための国民運動として大教宣布運動が推進され、そのための国民教化のために資した学問の役割は決して一面的に否定する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。月並みな言い方になりますが、歴史的な事象は複眼

的あるいは両面的に評価すべきであり、それが行き過ぎた部分と、それが果たした役割との、プラス・マイナスの双方を見なければいけないのではないかと考えております。

それから、先ほど、国民国家の形成と学知の制度化が密接に関連していたのが近代日本の特性だと言いましたけれども、国学知も制度化されていき最初は大学校で次には東京大学における附属古典講習科といった形で制度化されていきました。その際、古典講習科の設置を要求した一人が東京大学の初代の総理であった加藤弘之という人です。加藤は、日本におけるドイツ学の先駆者としてブルンチュリーという人の『国法汎論』という憲法体系あるいは国法体系についての著作を明治天皇に進講した人ですけれども、同時に、先に指摘しましたように国学を排撃した急先鋒でした。ところが彼は、東京大学の総理になりますと、まず一番に何を考えたかということ、日本の大学でありながら日本のことを教えないことが、本当の大学のあり方だろうかと反省せざるをえないわけです。日本の唯一の大学である以上、外国のことだけではなくて当然のことながら日本についての学知も蓄え、教授する場でなければならないというのは当然の要請のほうです。

そういう中で、日本の古典というもの、あるいは日本の思想においても1つの柱となってきた儒教を、きちんと教える大学の機関が必要ではないかということになります。ただし、これは文明開化の思潮の中においては、すんなりとは受け入れられる考え方ではありませんでしたので講座としては設置することはできず、古典講習科という、いわば特設の附属機関をつくって、そこで教えることになったのです。先ほどから名前が出ております小中村義象などの国学者だけでなく、國學院で漢文を教えた人々もここで竹添進一郎などから儒学や漢学そして東洋史を学んだわけです。

他方、ちょうど同じ頃に、先ほどから言うておりますように、明治天皇の国学に対するある種の関心が高まったことや神官の養成が必要となってきたことから、皇典講究所ができるわけです。皇典講究所におきまして、あえて

「皇典」、そして「講究」という言い方をしたのは、やはり政教分離、教学分離という文明開化の論理を一つには強く意識していたことの現れだと言えます。名前そのものにも、決して神道とか宗教的な意味合いを持たせるのではなくて、あくまでも学問の研究であるということを表明する形で国文・国典の研究に重点を置いていたわけです。つまり、国学の排斥の急先鋒でありました加藤弘之にしてさえ、なおやはり日本の大学である以上、研究あるいは学知としての国学を全く切り捨てることはできないという考え方を持っていましたし、井上毅も明治14年、岩倉に国学研究の拠点を設置することを建言しておりました。山田顕義や加藤弘之などの本来は欧米派と見られていた人々も、明治14年政変が終わって憲法制定の期限が定まった時点から、次第に一つの方向に収斂していった国学知の制度化が必要視されることになり、皇典講究所ができ、伊勢には神宮皇學館ができるというように国学の制度化が進んでいったということになります。

皇典講究所の設置目的といたしましては、国体を講明し道德を涵養すること、そして文学と作業の2部であることが掲げられています。私は学知という言い方をしてきましたが、皇典講究所では単に学問を教えるだけではなく、作業も重要なその学知の一半とみていたわけです。つまり祭祀をするなどの身体を使ってやるようなことも実は学知の中に含めていたと思われます。私が単に学術とか学問、あるいは国学とか国文とか言わずに敢えて国学知というのは、そうした総体としての国学のあり方に注目しなければならないと思うからなのです。具体的には文学部においては、修身、歴史、法令、文章の4科があり、作業部では礼式と音楽と体操の3つを教えることになっていますが、国学とはこうした7科によって一体をなすものであり、頭脳のみならず身体すべてで学ぶものとみなされていたことが窺われます。

さらに、皇典講究所では単に国典や国文だけを学ぶことに限定したわけではなく、入学試験には「唐宋八家文」と言われる漢文の白文読法が課せられていました。全く返り点をつけていない漢文に、返り点をつけて読み下すこ

とも国学を学ぶ基礎と考えられていたわけです。また、作文の試験もありましたが、そこでは和文の漢訳ですとか、漢文の和訳とか、漢文と国文の相互作用を考えながら教えようとしていたわけです。

他方で当時は、神道は宗教ではない、非宗教であることを一方で要求されましたから、神道は「国家の宗祀」である、あるいは民族の古習であるとして扱う必要があり、宗教であるとは規定できなかったわけですから、作業部における礼式や音楽なども神道そのものとはされませんでした。國學院におきまして神道学という講座ができるのは、ずっと後のことだったのです。東大でも神道学が研究対象として自立するのは大正になってからでした。

ところで、國學院では国史、国文、国法を講究することを設立趣旨に掲げたのですが、問題は国史、国文、国法を勉強するとして、一体何を学ばいいかということなのです。実際に学ぶべき対象や方法がなければ、教授も教育もできませんから、その教材や教授法をどのように整備するのが問題となってきます。

こうした日本における学問の制度化において重要な機能を果たしたものとして、現在の日本学士院の前身にあたる東京学士会院という機関がありましたが、先ほどから名前を挙げております福羽美静という人もその会員でした。もちろん福羽以外はすべて洋学者であり、ヨーロッパの学問をした人ですけれども、福羽だけは国学者、津和野派の国学者としてその学識が認められていたわけですが、彼はそこで日本文典の編纂を建議しています。ご存じのようにフランスのアカデミーにしろ、各国のアカデミーにおいては自国の歴史や文学の編纂あるいは国語辞典の編集などを重要な職務として遂行しているわけです。それらを整備しなかったら国家や国民の同一性の基盤もできず、あるいは国民国家に係わる学知の発展も期待できませんので、まずそれを課題としていたわけです。

今では日本文典を編纂するといってもその必要性を実感することはできませんが、日本文典編纂とはどういうことかといいますと、例えば私は『明六

雑誌』を校訂したのですが、そこには句読点も打っていない文章があり、さらに段落分けさえしていない文章がありますし、漢字仮名遣いも人それぞれで統一性がないわけです。つまり日本の文章は、明治時代になり、翻訳調の文体をはじめ様々な書き方が噴き出て混乱することになりました。そのため、いかなる表記の方法で書き、どういう区切り方をし、いかに句読点を打つのかという基準もなく個々人の好みによって書かれていたのです。そのことを認識していたからこそ、福羽は、まず模範となるような句読点を打ち、段落分けした、編纂した文章の事例集や歴史書を作り、日本文を学ぶための基礎になるような文章集をつくるべきだと提言したわけです。もちろん、辞典も想定されていたことでしょう。いずれにしても、これが日本語の規範だとして国民が典拠としようような文章、それらの多くは古典でもあるはずですが、それらをきちんと整備し編纂して国民に示すことが緊急で必須の事業であると提起しています。そこでは文典編纂に当たる主要な人員として、和学者、これもあえて和学者という言い方をしているわけで、国学者ではなく和学者、すなわち和歌、和文、その他本邦の言語ならびに古典に詳しく人を入れて作業に着手すべきだと言うのです。

ご存じのように國學院は、松野勇雄の国文法をはじめとして、文法典の編纂などにも非常に大きな役割を果たしますけれども、その最初の段階が、実はこの東京学士会院における福羽の日本文典編纂の提議だったわけです。これに賛同した西周という人は、国学のための文章の整備にあたる結社をつくるべきだと提案したりしておりました。このように、国学は国民形成と国家形成の両方におきまして大きな役割を果たしてきたのです。

もちろんこのことにつきましては、全く知られていなかったわけではなくて、例えば國學院におきましては、明治国学への転生という話で、江戸時代の国学が明治時代にどのように変わっていったのかということが、詳細にわたってこれまでも研究されてきておりますし、とりわけ近年はCOE〔國學院大學21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点

形成」]などの成果といたしまして、若手の人々が新しい分野から国学のあり方について照明を当てられていますから、おそらく数年たてば、私が今申し上げました以上の事実が判明してくることは期待されるところです。

4. 井上毅における国学知の位相

ところで、そのような国学知の制度化に、常に陰となり日向になって支えたのが、國學院にあります「梧陰文庫」の旧蔵者である井上毅という人です。日本の国民国家形成を実質的に担った井上毅がいったいどのような思考方法をもっていたかということは、日本の近代国家のあり方を考える際にはきわめて重要なわけですが、日本の明治初年からのあり方をどのように見ていたかということ、これは中国の新聞にそう書いてあったとして引用しているのですが、狂うがごとしというのです。あたかも正気を失った人のごとく、ただただ欧米の文物を採り入れることに狂奔してきたのではないかという批判的な見方をしているわけです。

つまり日本の近代国家のあり方が、常に一方的に傾斜して均衡感覚を失ってしまうのではないか、また日本人の行動が軽躁に流れていないかと危惧していたわけです。例えば、これはもう今言うとお実感としておわかりになると思いますけれども、日本のある種の国民性というのかもしれませんが、4年前は小泉劇場で一方に極端に流れ、そして今夏の選挙では政権交代というスローガンに酔ったように一方に流れていくような、ある種の日本の国民性があることは否定できないようです。そのような国民性のあり方に対して、井上毅は常に警戒心を持っていました。ですから彼は常にある種の天の邪鬼といえますか、時勢が、あるいは大勢が流れているときに、それでない立場に立とうとするのです。極論や昂揚した思潮に対して警戒心を抱き、それに対して違う方向や選択のための代案を出すことを自分に課していきます。

つまり、幕末におきまして開国論が非常に盛んだった時には、開国論の急

先鋒でありました横井小楠に対して強い反発を示し、反対の立場で発論をおこなう。自由民権運動が高まりました時には、その象徴とみなされました福沢諭吉に対して反論を提起し、議会を即開せよという考え方に対して反対の論陣を張ります。さらに欧化主義による日本の全面的欧米化といった時代になりますと、先ほど言っておりますように、あえて国体といったもの、あるいは日本の固有性を非常に強調して、そこにいわば極端の議論に陶醉している国民を引き戻してこようとするわけです。そのようなスタンスを持ち続けた人です。

このように、その時代の大勢となった流れとなった思潮に対して、常にあえて疑いの目を向ける。そしてそれと違う、もう一つのあり方を提示するのです。単に批判するだけなら簡単です。そうではなくて井上の場合には、常に反対をしたときにはそれに対して自分はこういう立場があると思うという代案を提示していったのです。さらに、そのときにも代案は決して1つではないのです。例えば、こういう立場に立てば、A、B、Cという3つの選択肢がありますと。この3つの選択肢のときに、Aをとったら、こういう弊害が起こるかもしれません、しかしこういう利点があります。Bであればこのような弊害があり、他方でこういう利点がありますといったように、それがもたらすはずの利害や損益などの双面性を見据えながら、そこから生まれてくる社会のあり方を見通しながら、提案をしていくわけです。井上毅につきましては、「明治国家形成のグランドデザイナー」という言い方がされておりますけれども、井上は日本の国家のあり方のある種の方向性を常に転換点におきまして見直し、方向付けを与えていった存在なのです。

井上毅という人は私と同じ熊本の出身ですけれども、「肥後もっこす」という言い方がありまして、いわば天の邪鬼精神なのです。人が言うことには必ず反対をするというのです。私なども家庭で常に紛議になるのがその精神でして、妻から「あなたはまず最初に「そうじゃない」と言う」と言われるわけですね。まず「「そうである」として人の話を聞くべき」と言われるわけです。

が、なかなか直らない性癖となっています。そのように熊本の風土のせいにしてしまうのは、多くの素直な熊本の人に悪いので一般化はしません。ただ、井上は特に国家的見地においてそうであったように思えるのですが、何か人が言うと、「そうじゃないのではないのか」とまず当然とみなされていることが本当なのかどうかを検討し、それと反対の議論がなぜ成立しないのかと熟慮する思考方法が身についていたようです。そういう思考回路をたどることによって、誰もが疑うこともなく信じ込んでいることの問題点を検討することによって、いろいろなオルタナティブを考えることができるわけですが、そういう発想方法を取っていたことは明らかです。

もちろんこういう思考態度は、一方からすればやはり保守なのです。非常に保守的な考え方にもなるのですけれども、だからこそ、井上についてはマイナスの評価がつきまってきました。服部之総という戦後のマルクス主義史観の代表的歴史家などは、「陰沈たる才器」という言い方をしています。陰険で沈鬱な人柄ながら、才能の人ということでしょう。非常に才能があつてすぐれているけれども、どうもいつも暗くて何を考えているのかわからない人間であり、政権の裏側で画策を続けたことを指しているのでしょう。

皆さん、展示目録をご覧になるとわかりますけれども、井上毅の写真が載っているのですが、そういう目で見ますと、やはり知的な顔ですが非常に暗い表情をしているように見えます、確かにね。これは本人にとっては、自分は常に劣勢の側に身を置いていると思っていることも関係しているのでしょう。先ほど言いましたように、大勢の側から敢えて身を離すことを自らに課しているわけですから、自分はマイノリティーだと思わざるをえない。そうしますとやはり憂い顔、暗い顔になるのです。もちろん井上毅の一種、悲壮感が漂った顔は、実は彼自身は肺病などいくつかの持病がありましたから、そのせいでもあります。やはりあの顔は結局、彼自身が一貫して自分の生き方にも常に満足しなかったことを象徴しているように私には思えてならないわけです。井上はご存じのように、伊藤博文が挙げた様々な業績を支え、

非常に大きな貢献をしたのですが、彼は最後には「自分は伊藤公に身を誤られたかもしれない」という言い方をするわけです。自分が伊藤に尽くしてきたことは、本当に良かったのだろうかということを、人生の最後に悩むのですけれども、そういう人が存在したことによって近代日本国家が形成されたことも事実なのです。

彼が書きました有名な歌があります。この述懐です。大変達筆で、かえって読みにくいかもしれませんが、「外つ国の 千種の糸を かせきあけて 大和錦に おらましものを」というものです。この歌の「大和錦」の「大和」というところは「日本」と書いたりした短冊もあり、少しずつちょっと印象が違ったりしますが、彼が何を歌っているのかといいますと、外国のさまざまなものを全部集めてきて、それを材料にして大和錦、日本固有の織物として織り上げるのだということです。すなわち、明治憲法や皇室典範をはじめとする多くの法令や制度は、井上毅がそういう志向をもって起草したものののです。決して日本だけのものではなくて、世界のものを見渡しながら、その中からすべての材料を揃え、つぶさに検討した上で、日本の国情や歴史に適合したものだけを自分の基準で選択して最上、最良の法律や国制をつくっていくのだというわけです。

芳賀矢一が作詞しました國學院の校歌の中にも、「外つ国々の長きを採りて 我が短きを補ふ世にも いかで忘れむもとつ教は」とありますが、これも「外つ国の千種糸をかせきあげて」という井上毅の志向に通じるものであろうかと推測しております。この井上毅の歌は小中村義象らが刊行した『日本制度通』などの巻頭にも掲げられたりしまして、井上と交わった国学者の間でも共有されていたと思われそうですが、何よりも井上自身がそれを座右の銘としたのです。その精神は、「各国の長を採酌するも、而も我が国体の美を失はず」というような表現で書き残していたわけです。

先ほど申しましたように、日本の近代の学問、あるいは大学制度というものは、欧米のある国家を模範にしながら、つくられてきたわけですから

も、井上の場合には、そういった国別の学問というのではなくて、和漢洋の学問、学知というものを、1つの井上毅の脳髓の中に押し込めることによって、新しいコスモス、新しい学知の世界をつくり上げようとしたのであろうかと思います。

彼はそのような方針をとりましたから、当然のことながらそこでは国典講究、日本の歴史書や文章を学ばなければいけないと思ったわけです。それを端的に表現したのが、皇典講究所の『講演』の第1号に掲載されました文章ですが、そこでは「国典は国家の政事の為に必要である、並びに国民の教育の為に必要である、而して宗教のために必要で無い、また一の政党の論拠材料の為に必要では無い」と断言しているのです。これはもう何もつけ加えることがないほどに明確な主張です。国典の研究は、国家形成や国民形成にとりまして、その基盤として不可欠なものとして重要なものとせざるをえない。しかしそれ自体を宗教信仰の対象のように崇めたり、国内での政敵を打倒するための闘争の材料にしてはならないと言っているのです。

井上は、ヨーロッパにおける宗教戦争の悲惨さを歴史で学んで知っておりましたから、常に欧米における宗教的寛容、トレランスということも強く認識し、日本でもそれを受け入れるべきだと考えていました。教育勅語を起草しながら、井上は決して宗教的な託宣のようなものとして強要することは欲しませんでした。これは宗教的命令ではなく、国民の内面を権力が支配してはならないというのが、彼の確信でした。だからこそ天皇個人の勅語として出したわけですが、残念ながら一旦渙発された教育勅語は神聖化されてしまうことになり、内村鑑三の不敬事件などを引き起こすことになってしまいました。

さて実は、今読みますと驚愕的あるいは衝撃的とも言える文章が、先ほど挙げた文章の後に続くのです。つまり、そのように国典が必要だということの意味をもし反対側の効果という点から考えるとどうなるかということになるのですが、1つの国の人民の愛国心を摩滅せしめようとしたら、どうすれ

ば一番効果的かと考えます。そうしますと、その国の人民が自らの国の歴史を読むことを妨げ、および本国の国語を忘れせしめるためには、他の国語を教え込むということが、かえって巧みな策略であるというのです。このことは井上毅が執筆の構想をしておりました『皇国言』という本の目次では、より端的にこう書かれております。「他国を占領するには先づその国語を変化せしむること兵略の要訣なる事」と言っています。

これを読みますと、私たちはすぐにその後に朝鮮や台湾で起きたことを思い起こします。そして、ある意味で井上の悪魔的とも言えるような知識と言いますか、デモニーッシュなまでの透徹したものの考え方に、ある意味でたじろいでしまうのですけれども、しかし井上は、それはそのようにして他国を占領しろと言っているのではないのです。そういうことが起こるかもしれないから、国民国家の形成途上にある今の段階では国民に国語と歴史を教えなければいけないのだと強調していたのです。つまり井上は、他国を侵略することを考えたのではなく、事態は全く逆でして、日本が欧米のみならず中国などから侵略され、植民地化されて、日本語を奪われてしまうかもしれないという危機感を持ったのです。井上は、日清戦争の終結を待たずに死にました。彼は日本の存亡にかかわると考えていた日清戦争の結果を見ずに死んでしまう自らの運命を身もだえするように怨んで逝ってしまいましたから、日本が植民地をもつといったことは到底思っていませんでした。

このことを、私がなぜ確信を持って言えるかといいますと、それは明治憲法の起草の過程において明らかだからです。明治憲法には領土の規定がないのです。他の国の憲法には規定したものも少なくありませんが、日本の憲法にはありません。しかし井上は、最初はその草案の中に領土規定を置いていたのです。ではそのとき何を想定していたかということ、彼はこの大八洲という国土を減らすことはない、あるいはこれはそのままに保持ということを、わざわざ強調しており、拡張することなど一切想定していなかったのです。自分たちの国土をどうやって守るかということしか、考えていなかったのだ

す。

それに対しましては、ドイツ人法律顧問であったレースラーなどは、日本の国土は将来どうなるかわからないのだから、そんな規定を憲法に書いてしまったらだめだ、法律に書くのも問題だという意見などもありましたから、結局、明治憲法からは領土の規定は消えてしまったのです。他方、その後は問題になるのは、ご存じのように台湾を領有したときです。台湾を領有したときに、日本の明治憲法が台湾に適用されるのかされないのかが非常に重大な政治問題となり、その後の六三問題などの大きな争点になり、さらに韓国併合のときに朝鮮に適用するのかが問題になってくるのはそういう背景があったからなのです。

いずれにしても、井上の場合にはあくまでも言葉、日本語というもののこそが、国家の独立と国民のアイデンティティーを示す、最も枢要な指標になると考えたわけです。先ほど触れました『皇国言』の目次の第一として挙げておりますのは、「一国に於る言語はその建国の本質にして国の独立に密着な関係を有する事」ということでした。これはもちろん現在の研究者などからは言語ナショナリズムと言われるような、非常に批判されている考え方ですけれども、しかしそういう考え方が明治期の日本人を捉えていた事実があることは否定できません。

私は高校の時でしたか、アルフォンス・ドーデの『最後の授業』という文章を国語の授業で習いました。あれは普仏戦争の後に、アルザス・ロレーヌの人々が明日からフランス語をしゃべれなくなってしまうという物語です。あの話は明治の初年に日本に入って来まして、そして日本にやってまいりました留学生を通じて、実は中国でも翻訳されて普及するのですが、このように重要な小説ではありますが、しかしながらあの話は虚構なのです。ドーデがつくった話なのです。それはフランス・アカデミーから依頼されてつくった話なのです。考えてみたらわかるのですが、舞台であるアルザス・ロレーヌの人々はドイツ語もフランス語も使って生活してきていたのですからフラ

ンス語の授業がなくなる、話すことができなくなるといっても、家庭では話されますし生活ができなくなるといったことはないのです。しかしそういう話をつくることによって、フランス語は美しい、フランス語こそが世界で一番すばらしい言葉だということを、国民に教えるためにあの物語がつけられたわけです。

言語ナショナリズムと言われるかもしれませんが、そのような国民国家の形成における特質と課題があったこと、とりわけ国民形成においては、言葉、言語というものの持っていた意味合いは、今私どもが考えるよりもはるかに大きかったということを、やはり考えなければいけないのではないかと思います。井上毅は文部大臣になりますけれども、そこでも国語教育を非常に重要視しました。井上毅の文政下におきまして、いわゆる英、数、国、漢といわれる4教科が主要科目になり、これが週4時間、5年間教えられるほどに重視されたわけです。

さてそのような井上でありましたが、私が法制官僚という言葉をつくって考えているように、彼は一方で立法というものを通じて国民国家をつくっていくことを考えたのですけれども、他方で彼が一番恐れたのは、政党政治、議会政治でした。つまり政党や議会というのは、その時々世論といいますか多数の意見としての衆論によって大きく動くわけです。それでは国家の永続的安定は図れないというのが、井上の考え方でした。

今、政権交代の意義として、官僚からの脱皮、あるいは官僚内閣からの脱皮ということが論じられておりますけれども、実はその官僚内閣制の方向性を示したのは井上なのです。井上は、自分たちが官僚として国家の永続性に責任をもつことを自らに課します。もちろん議会あるいは政党によってさまざまな国民の意見を反映するのは重要ですし、それを無視しろというのはありません。しかしそれはその時々国民に、ある種おもねって人気をとったりすることは当然あるわけですから、そういうものではなくて一貫した視点と責任をもって、永続的に官僚というものが国家を支えなければいけな

いのだと考えたのです。もちろん官僚は国民によって選抜されるわけではなく、その資格認定は学知、つまり学問や知識によってなされます。その学知は日本のみならず世界の情勢に通じていなくてはなりません。

しかし、同時に井上が強く要求したのは、官僚は清廉潔白でなければいけないということでした。彼自身の家は障子も破れて非常に粗末であり、あるのは本だけで、本当に貧乏書生の家のようにであったそうですが、彼自身は、自分がそうであったように金銭や官位に淡泊であることを官僚に要求したのです。それを井上の言葉では、徳義という言い方をしました。官僚は自らが徳義を持ったときに、初めて政党や議会に対してバランスを取って公平な議論ができるということなのです。もちろん井上の時代におきましても、結局、官僚がそういった気概とか気風を共有したわけではありませんでしたから、そこでも井上はある種の孤立した立場でしたけれども、少なくとも現在のように天下りや生涯賃金を頭に置いてやっているような官僚とは全く違うような官僚と官僚制のあり方をめざしていたのです。

このことはさらに、実はもう一つの日本の政治の特色に目を向けさせることになります。ドイツの公法学者オットー・マイヤーは「憲法が変わっても行政法は変わらない」という言い方をしていますが、それは日本にも当てはまります。明治憲法から昭和の日本国憲法に変わっても、実はその官僚制のあり方や精神は変わることなく続いてきた側面があるのです。だから現在、120年続いてきた官僚制あるいは内閣と官僚の関係をどうするかということが問題になっているのです。決して、井上は今のような官僚制を考えたわけではありませんけれども、しかし内閣制を立案する中で、官僚というものに職分として国家に尽くし、そのときに決して個人としての栄華名声や立身出世ましてや金銭を求めないという徳義を要求したのです。

さらに井上は国際関係においても非常に新しいと言いますか、今の憲法につながるような考え方をしておりました。つまり当時の国際法におきましては、戦争は国家主権の発動ですから、違法でも何でもないので。勝手に戦

争を始めていいのです。それこそが主権という概念にとって最も重要な機能でした。もちろん宣戦布告を要するといった主権発動の要件は、日露戦争の後のハーグ会議などで決まったりしますけれども、戦争そのものは違法ではなかったのです。しかしその後、第1次世界大戦以後、国際連盟規約や1928年の不戦条約などによって、戦争そのものが違法になっていったわけです。

ですが井上は、それ以前の話ですけれども、結局、国際紛争の中において自分たちが曲直を、どっちが正しいか、正しくないかということを決するために戦争を起こすというのは、非常にばかげたことだということです。そして、それを自国の権利の実現と見るような考え方、そして戦争がすなわち開化だというような考え方を、兵をもてあそび戦いを好む者の口実に過ぎないとして鋭く退けます。「公法論の極意は戦争を止むるに在り、縦令、全く止むるを能はずとも、止むるの点に近づくるに在り」という、これも先ほど触れましたブルンチュリーの理論を引いているわけです。そしてそれに賛同しているのです。戦争を起こすことは自由だ、主権の自由だというけれども、しかしそれをやるのが国民にとって幸福でないことは明らかなわけですから、であれば、どうやってそのように戦争をやめる方向に法律をもっていくのか、憲法をもっていくのかということ、彼は追求しようとしたわけです。もちろんこれは実現しませんでしたけれども、こうした国際法の新たなあり方についても考えていました。

ブルンチュリーは国際社会のあるべき姿として世界政府論を主張したのですけれども、皆さんもご存じのように、日本の国会も世界政府を目指しています。戦後60年の国会決議の中に、日本は世界政府を目指して運動を率先垂範すると明記されています。憲法には以上のように断続した面と持続している面がありますが、そのことは歴史を見ないでは現在の私たちの立ち位置も見失ってしまうということを示唆しているのではないのでしょうか。

それでは井上は一体、その生涯をかけて何を目指したのでしょうか。要約して言えば、彼は非西洋世界、非キリスト教世界において、独自の文明国家

としての日本の存在理由を世界にいかに示していくのかということを追求したと、私は思っております。これは、井上毅が政治思想上の敵対者として鋭く批判しました福沢諭吉も言っていることです。欧米の学者は欧米のことしか知らないわけですが、日本の学者は日本やアジアのことを知り、そして世界のことを知りうる立場にある。これは欧米の学者にない優位な視線であるということです。そして福沢は、日本の学者＝知識人、日本の国民の重要な課題は、「文明の始造」にあるとみたのです。つまりヨーロッパの文明を受け入れつつ、アジアや日本の文明を改めていくことによって日本は初めて世界に新しい文明をつくり提供していくことができる、ある種の優位なポイントに立っているし、文明史的な課題を背負っているのだということです。

同じく先ほど言いましたように、陸羯南もヨーロッパの国際法を単にヨーロッパの家法ではなくて、世界の人々が納得してそこに入れるような国際法に変えていかなければいけないのだということを主張しました。これは決して欧化主義に対する反動や、あるいは排他的な国粹主義の強弁でなかったと私は思います。こうしたナショナリズムのあり方を健全なナショナリズムと言えるかどうかは別といたしまして、少なくともそれが単に隣国になめられてたまるかといった、いじましいナショナリズムでなかったことは確かです。そういったある種の世界性をもったナショナリズムがあり得たのだと、そしてそれを明治の人々は追求したのだと私は思っております。

そして、井上毅という人がもしいなかったなら、あるいはもし井上が国学というものと出会うことがなかったなら、一体、明治憲法はどういうものになったかと考えますと、おそらくそれは世界各国の憲法を焼き直して並べただけの憲法になった可能性が、極めて大きいように思えます。そういう点で、国学知というものがもった意味合いを理解したいと私は思いますし、その苦悩の過程が刻まれた文書群としての國學院大學所蔵の「梧陰文庫」がいかに貴重な民族の歴史にとっての宝庫であるかということも明らかになるかと思えます。

5. 国学知の特性と意義——ナショナルリティの探求

そろそろ時間もなくなってきましたので、それでは国学知とは何なのかということを考えてみたいのですけれども、私は国学知というものは、対抗学知だと思っています。ドイツ語で言いますと、Opposition Wissenschaft にあたるかと思いますが、その本質は何かに対して自己を確立するための学問あるいは考え方なのです。

賀茂真淵や本居宣長の国学は、言うまでもなく漢学や仏学に対抗するものです。儒教や仏教の学知や世界観に対するある種の抵抗です。対峙です。日本国民の中に浸透している儒教や仏教の考え方に対抗して、それは民族に固有のものではないとして国学という考え方は立ちあがるわけです。あるいは平田篤胤の国学も、蘭学や洋学に対する、あるいは仏学や儒学に対する対抗でもあります。しかし、これは決して漢学や仏学や儒学そして蘭学や洋学を直接的に排斥するものではありません。ご存じのように本居宣長は、堀景山という儒学者から学んでいましたし、さらに、例えば伊藤仁斎の古義学とか、荻生徂徠の古文辞学派、それもまた清朝の考証学派の学問に通じるものですが、その学問の方法を吸収したうえで宣長は古事記を読み直すわけです。だから対抗はしますけれども、それを排斥するのではなくて、その方法論に学ぶべきところがあれば学び取り、そのルールに則って、つまり同じ土俵の上に立って、それを論破するための議論をするのです。

私はそれが国学知というものの、そもそものあり方であったと思っています。決して国学とは排他的、独善的なものではなかったはずです。そしてこのようなある種の寛容性や包容性というのは、国学のみならず日本文化、日本思想の特質でもあったはずです。そうでなければ日本が神道のみならず仏教、儒教そしてキリスト教、さらには代々木にありますようにイスラーム教まで、どうして日本に入ってくるのでしょうか。そしてその中で決して自分を失わずに他を入れる、そしてそれと調和して独自の文化を創出していくと

いう日本文化と国学知の懐の深さであったと思います。しかし戦中の国体明徴運動などによって、国学というものが非常に偏狭で排他的な主張と結びついて考えられてしまった。そして今日に至るまでそういう考え方が続いているのは、まことに残念なことですし、私は、国学の本当のあり方とは、全く違うことになってしまっているのではないかと懸念しています。

このことは何を意味しているのかと言いますと、自己というものは元来あったにしても、自分の姿を知るためには他者が必要だということです。自分がこうあるということは、他者という鏡があってはじめてわかるのです。そして私があるから、他者がわかるのです。だからこれも国学の場合には、常に相手方との自分の違いを言うわけです。ものごとの感じ方、対象の捉え方としての「漢心(からごころ)」というものはどういうものなのか。それに対して「大和心」とはどういうことなのかということを考えるのです。

先ほどから名前を挙げております小中村清矩という人は、東京大学の総理でありました加藤弘之に宛てた意見書におきまして、和書講習科という名前で、学科名で設置が進められていたことに疑義を呈し、それに反対しました。なぜかという、和と称するのは、中国から日本を称した「倭」というものを書き改めたものであって、我が国固有の名称ではないのだということです。近世において、和学、国学などと称するも、漢学、西洋学に対する名号にすぎない、すなわち先ほどから言っておりますように、和学とか国学とか言っているのは、あくまでも漢学とか西洋学に対していうからそういう言い方をするのだということです。だから、この学問においては、日本の学問においては、そういったものを日本の大学につくるときには、何かに対抗してつくるというのではなくて、日本の古書に基づいて、我が国の故事の顛末でありますとか、言辞の変遷等を正確に見きわめていくために行う研究でなければならない、そうであるとするならば和学や国学という言い方をすべきではないと論じます。だから古書あるいは古典の講習という学科名にすべきではないかと提案したわけです。実は、こうした考え方はそもそも賀茂真淵や本

居宣長らの発想と全く同じものでした。国学とか和学とかいうのは、結局それは自分の言ったことではなくて、他称なのだというわけです。人が言っていることであり、自らが人から与えられた名前で自分の学問をする必要はないのだという、そういう考え方でした。

そして自己の学知の固有性を問い返すことは決して夜郎自大の自己中心主義ではなく、新たな自己認識に繋がるわけです。つまり自分が対抗しつつ、自分が一体何なのかという、自分の立場、スタンスをきちんとそこで見きわめるということです。他との違いの中でこそしか、それはわかりませんから、他との違いで見る。もちろん自分のことは自分が一番知っていると思うかもしれませんが、自分のことが一番わからないのも自分です。これは皆さん自分で考えればおわかりかと思いますが、そういうものですね。だから他との比較の中で、自分の位置というものをきちんと見ていく必要があるわけです。

同時に、他者を知ることとみずからを知ることが表裏一体ですが、自分が、私がこういう者であることを、あるいは日本がこういうものであることを、アイデンティティーとして確立するためには、他の人もそう認めてくれなかったら、実は安定しないのです。自分が言っているだけではなくて、相手もそういうものだということを認めてくれるものでなければ、アイデンティティーとして確立はしない、安定はしないわけです。そういうものとして国学を考えたわけです。

ただ日本の国学は、近代学知との邂逅の中で、先ほどから言っておりますように対抗するというよりも同化せざるをえなかったために、その科学化といえますか、学問分科といえますか、そういう方向を受け入れることによって自己確立を図ってきました。國學院の場合も、国史、国文、国法となっていきましたし、さらにその中におきまして、芳賀矢一などは留学から帰った最初の國學院同窓会におきまして、「国学とは何ぞや」という講演をしています。そこでは日本の国学は日本の文献学である、日本のフィロロジーであ

ると規定しています。これを日本人は国学と名づけたのであって、西洋の文献についてベックの唱えた科学としての文献学が成立するならば、日本の国学もまた立派に科学として成立するのであると主張します。つまりアウグスト・ベックという、ドイツの文献学者の方法論に従って科学としての文献学を取り込むべきだと言うのです。

もちろん私はこのことを否定的に申し上げているわけではなくて、当然それは必要な段階ではあるのです。具体的には書誌的な確定を経て、本文を校訂する、そして注釈をつける、さらには送り仮名や句読点をつけるといったものを、きちんとやることも重要なことでしたし、同じく日本思想史学をつくりました東北大学の村岡典嗣先生なども、文献学として日本の国学を、もう一度思想史研究の方法論として捉え直そうとしたのです。

そうした方法論の提唱とともに芳賀矢一の場合には、日本人の独自性というものを確立するために、ある種の国民性の探求という方向に向かい、有名な『国民性十論』を著します。もちろん国民性論そのものは全く新規なものではなく、西周などは明治8年段階で『国民気風論』、ナショナル・キャラクター論などを書いておりますが、学問的なものとしてきちっとまとめたものとしては、これが最初です。つまり国民性という視角から日本人の心の持続性と変化というものの相を見きわめていくという試みであったわけです。芳賀矢一は日本の国民性の特徴を、忠君愛国、あるいは祖先を尊び家名を重んずる、草木を愛し自然を喜ぶなどの10項目に分けたのですけれども、こういった国民性論もまた中国に輸入されていきます。中国に輸入されて、梁啓超などはこの分類に従って中国人と日本人の違いを明確化しようとした。これも先ほど言ったような、他者を前提として自分を確定していく作業です。

さらに、松野勇雄は明治20年に『日本文学』という雑誌を創刊します。それが後に、『国文学』になり、そして『國學院雑誌』につながっていくのですが、そこにおいて彼は「国文学は、国の性質や品位を示している」と言うわ

けです。国文学こそが、人柄と同じように国柄を示している、そういう考え方を提示します。文学とは、単に文学を研究するだけではなくて、その文学にあらわれたもののの中から、日本人の国民性や国柄を明らかにするための学問であるとみるわけですから、日本文学史は国民精神史として構想されていたことになります。そこではまた文学史の理解を通して、国民の自国を愛護する観念を涵養すべきだということを主張したのです。

そして、そのためにどういうことをしたかといいますと、國學院を基盤として東大の古典講習科を卒業した人たち、落合直文でありますとか小中村義象、萩野由之らが、『日本文学全書』を編纂、公刊します。今日からはおよそ想像しにくいのですが、明治中期においては日本の文学を読もうとしても、文献が手に入らないのです。日本の古典などそもそも読むに価しないというのが当時の思潮でした。そうした思潮を改めていくためには、日本の古典として読むに価する文学を選別して、整えた文章として活字化しなければなりませんでした。『日本文学全書』24巻は、そうした思潮の中で苦心してまとめられたものでした。さらには『中等教育日本文典』を出版して、日本の古典を復刻・刊行することによって、日本人の思想や心の反映としての文学を研究するための材料を提供しようとしたのです。

津田左右吉の『文学に現はれたる我が国民思想の研究』という本があります。大変に長大で貴重な業績ではありますが、私は、これは研究としてはあまり評価できないものと思っています。津田左右吉の本は基本的に当時の大正デモクラシー時代の価値観から歴史を断罪して行って、切り刻んでいるだけであって、決して日本文学そのものに密着して分析しているようには思えません。もちろん、だからこそ明解で評価できるという立場もありえるでしょう。津田の研究とは逆に、折口信夫の文学史は非常に難解でわかりにくいのですが、文学の発生を祝祭や呪言、呪いの言葉ですが、そういった心性の奥底にあるもののの中に追及し、日本人の精神性を探求した文学史のほうが、私にはまだ日本の国民性や国柄を知る上では重要ではないかと思えます

が、折口信夫の文章は多層的な書き方になっていますので深層に達するのは容易ではありませんから、そう簡単にまとめていいかどうかわかりません。ただ、少なくとも折口学的な読み方をすべきだろうとは思います。

おわりに

終わりになりますけれども、今ここに3つの文章を並べておきました。

- ・「神典国典に拠て国体を弁へ兼而漢籍を講明し実学実用を成を以て要とす」(「大学校規則」明治2年6月)
- ・「文明の化は、術芸に立ち、道德に成る。術芸は新なるを尚び、道德は変らざるを要す。新なる者は進み易く、変わらざる者は競ひ難し」(「皇典講究所設立告文」明治15年9月)
- ・「自国の為に力を尽すは、世界の為に力を尽すなり、民種の特徴を発揚するは人類の化育を裨補するなり、護国と博愛と奚ぞ撞着すること有らん」(三宅雪嶺『真善美日本人』明治24年)

これはご覧になるとわかりますが、私が今日申し上げたことをまとめるとするならば、国学知の流れをこのようなもので示せるかと思います。そして同時に、私は学問を、実学や虚学といった分け方によって自体の不毛さも一方で感じております。決して学問は何か社会のために役立つとか、実用に役立つだけが、その機能ではないはずです。アインシュタインなども研究の拠点としたプリンストン高等研究所のモットーは無用の用だとみなされています。無用だと思われる研究に一心不乱に没入することこそが研究の神髄であり、それが高等研究だというわけです。残念ながら日本の大学は、今は大学業績評価や何やかやで、いろいろな成績をつけられまして、厳しい査定にさらされていますから、そういう悠長なことを言っている時代ではありませんけれども、しかしそのようなことを思い返すことも、この國學院の歴史の中から掘り上げるべき視点であるかとも思われます。

私は中国、韓国、台湾などで、國學院で学んだという研究者によく出会いますし、そしてその日本についての学知におきまして、國學院が大きな貢献をしていることを実感として知っております。ただ戦前の国家神道とそれにつながる国学という言葉の中に、内実は知らないままに、いわば敬して遠ざけるという雰囲気は日本国内では現在でもあることも、否定できないように感じています。私は、そもそも国学とは自己省察、自分の反省の学問だと思っています。あるいは自己探求の学問だと思っています。つまり、この日本列島に住んできた民族や国家とは何だったのか。またその歴史や伝統を受けて、今そして将来において私たちが一体何をすべきなのか——それを知るということは、実は国学だけの課題ではない広がりをもっているはずです。

今、私たちはグローバリゼーションの荒波を受けて、政治や経済のみならず、瞬時にして地球の裏側にもメールが届くような社会に住んでおります。そしてそこでは人と人のつながり方も、国境を越えて大きく変わってきております。そうであればこそ、グローバリズムの時代には、固有の文化や生活様式とは何であるのかが、同時に問題となるはずです。スローライフや地産地消といった運動が起こる、ローカリゼーションという運動がありますけれども、そこではグローバリゼーションと表裏一体となってローカリゼーション、それぞれの土地や空間の持っている固有性の探求が必要になる。グローカリゼーションという言葉がありますけれども、グローバリゼーションは一方で同時にローカリゼーションという、それぞれの固有性を発揮することを要求しているわけです。グローバリゼーションの中でどこにも文化的特性がなくなる、のっぺらぼうの世界ができることが、決していいことだとは思いません。それぞれの人が個性を持つように、それぞれの民族が、それぞれの個性を持つべきでしょう。そしてそれが決してひとりよがりにならずに、世界に向けて新たな文化や文明をつくるための、いわば基盤となるものを提供するための契機となるべきです。

そうした時代にあって、もはや他者を排斥し自己の伝統を墨守するためだ

けの国学はあり得ません。日本という歴史的空間の固有性の探求を単に自己の学知、自己探求の学知にとどめることなく、それを世界的に、国際的に発信していく学知として構成していくことこそが、21世紀における国学知の課題であろうかと私は思います。そしてそのための発信拠点として130年近い蓄積を持ち、そして今や最新の装置を備えて整備された國學院大學は、最もふさわしいポジションにあるだろうことを私は確信しておりますし、そうであることを希望しております。さらにCOEの成果におきましても、既にこれまでの国学のあり方、見方についての違った見方があらわれてきていることは、私のような門外漢の目にも非常に鮮やかに映っております。

國學院大學がさらに21世紀の国学知を新たな視点で開発されていくことを切望致しまして、今日の拙い話の終わりにさせていただきます。長時間ご清聴戴きまして、まことにありがとうございました。(拍手)

※本講演会は、國學院大學渋谷キャンパス再開発完成記念事業の一環であり、記念展示会「近代日本国家形成と國學院」(平成21年10月1日～28日)を同時開催した。